

Title	西比利亞撤兵論 (一)
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.44- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0044

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西比利亞撤兵論 (二)

板倉 卓造

一昨年七月、日本が米國の提議に應じ西比利亞に軍隊を派遣したる其唯一の目的は當時歐露より西比利亞鐵道に依りて浦潮斯德に出で以て佛國戰場に赴かんとせるチエック、スロージアック兵を過激派及び獨塊の俘虜が之を其途中に要して東行を妨げたるに對し聯合國の兵力に訴へて彼等を救援するに在りたること世人の記憶に尙ほ新なる所なり。即ち大正七年八月二日附、日本政府の内外に對する對露出兵宣言は左の如く聲明したり。

帝國政府は露國並露國人民に對する舊來の隣誼を重んじ露國の速に秩序を恢復して健全なる發達を遂げんことを衷心切望して止まざる所なり然るに近時露國の政情著しく混亂に陥り復た外迫を桿禦するの力なきに乘じ中歐諸國は之に壓迫を

加ふるこゝ愈々甚だしく其の威壓遠く極東露領に浸漸して現にチエック、スロージアック軍の東進を阻碍し其の軍隊中には多數の獨塊俘虜混入し實際に於て其の指揮權を掌握するの事跡顯然たるものあり

抑々チエック、スロージアック軍は夙に建國の宿志を抱き終始聯合列強と共同對敵するものなる故に其の安危の繫る所延て與國に影響すること尠しとせず是れ聯合列強及合衆國政府が同軍に對し多大の同情を寄與する所以なり今や聯合列強は同軍が西比利亞方面に於て獨塊俘虜の爲に著しく迫害を被むるの報に接し空しく拱手傍觀すること能はず業に已に其の兵員を浦潮に派遣したり合衆國政府も亦同く其の危急を認め帝國政府に提議して先づ速に救援の軍隊を派遣せんことを以てせり是に於て帝國政府は合衆國政府の提議に應じて其の友好に酬ひ且今次の派兵に於て聯合列強に對し歩武を齊ふして履信の實を擧ぐる爲速に軍旅を整備し先づ之を浦潮に發遣せん

とす 叙上の措置を取らに方り帝國政府は一意露國及露國人民と恆久の友好關係を更新せんことを希圖するを以て常に同國の領土保全を尊重し併せて其の國內政策に干渉せざるの既定主義を聲明すると共に所期の目的を達成するに於ては政治的又は軍事的に其の主權を侵害することなく速に撤兵すべきことを茲に宣言す

當時出兵の目的が専らチエック、スロージアック兵救援の一事に外ならざりしこと此宣言に徴して明白にして殊に其宣言の最終に所期の目的を達成するに於

ては政治的又は軍事的に其の主權を侵害することなく速に撤兵すべきことを茲に宣言すと明記し其他意なきを聲明したるは内に在りては日本國民に對し、外に在りては世界列國に對する日本政府の誠實なる公約と認められたる所なり。然るに程なくチェック、スロヴァック兵は悉く救援せられたるを以て世人は政府の公約の如く速に撤兵せらる可きものと堅く豫期したるに然るに其後、日米支諸國の間に東支鐵道及びイルクーツク以東西比利亞鐵道管理に關する取極なるもの成立し各自その守備の分擔を定めて爾來日本軍隊は其分擔鐵道沿線の警備に任じて今日に及べり。而して駐屯日本軍隊は其分擔線を何者に對して警備するものなりやと云はゞ申すまでもなく西比利亞に散在する過激派の襲撃に外ならず。果して然らば最初チェック、スロヴァック兵救援の目的を以て派遣せられたる我軍隊は何時の間にか其駐屯の目的を變じたるものなり。然かも日本國民は其目的の變更に就て其後何等公式に告知せらるゝ所なし。若し余の記憶にして誤なしとせば昨春の議會委員會に於て田中陸相が駐屯の目的を以て過激派に對し西比利亞の秩序を維持するに在るを陳述したるを聞くの外、吾々國民は何の

爲めに我多數の軍隊を露國の領土内に駐め然かも所謂過激派の暴民を敵として戦ひ毎度少なからざる死傷者を出だすの冒險を敢てして顧みざるやに就て公然正式に何等の説明をも與へられざるなり。

日本政府は何の爲めに西比利亞鐵道を管理せざる可からざるか。日本軍隊は何の義務ありて其沿線を守備せざる可からざるか。更に吾々の軍隊は何の謂れありて西比利亞の秩序を維持するの義務あり且つ其義務の爲めに死せざる可からざるか。吾々の軍隊は一に日本の國防の爲めに之を備ふるに外ならずして其自ら兵役に服するものも又その軍事費を負擔するものも國防の目的以外には何ものも曾て豫想せざる所なり。然るに今や三萬内外の大兵を西比利亞の曠野に送りて他國の鐵道管理に任じ更に露國過激派に對して其領土の秩序を維持する爲めに屢々生死の危険を冒かしむるの非常手段を斷行するに就ては必ずや國民をして充分納得せしむるに足るの明確なる理由なきを得ざる可し。其理由は國民が最も熱心に聞かんとする所にして政府は之に就て其一切を説明するの義務ありと云ふ可し。依て余は凡そ國際法の理論に於て一國の軍隊を合法に他國の

領土内に駐屯せしむる各場合を列擧し以て日本政府は何の權利と何の必要に依りて我軍隊を西比利亞に駐むるやに就き余の疑問を提示す可し。

二

凡そ一國が他國の領土内に合法に其軍隊を入るゝには戦争に依る敵國侵入の場合を除くの外、國際法上、一定嚴格の制限あり。

一、條約上の權利なる場合

例へば一九〇一年義和團事件に關する清國と列國間の議定書第七條に於て清國は各國が其公使館防禦の爲め公使館所在區域内に常置護衛兵を置くの權利を認め又同議定書第九條に於て清國は各國が首都海濱間の自由交通を維持せんが爲め天津その他十一地點を占領するの權利を認めたるが如き又は最近の對獨講和條約中、獨逸の講和條件履行に對する保障として聯合國の軍隊が條約實施後十五年間ライン河の西方に位する獨逸領土及びライン河橋頭地域を占領するの權利を認めたるが如き皆是れ對手國との條約に依りて駐兵の權利を承認するものなり。然らば日本軍隊の西比利亞に現に駐屯するは此種條約上の權利に基くも

のなりやと云ふに日露の間には曾て斯の如き權利を認めたる何等の條約あることなし。或はコルチャック政府との取極に依り駐兵の權利を有することを得べしと云ふものあるやも知る可からずと雖もコルチャック政府の實力は事實上に露國政府たること能はざるは勿論、日本は曾て公式にも非公式にも之を露國政府と承認したることなきが故に一時自ら讚稱して全露政府の名を用ゐたりと雖も固より其實力を有せず唯だ西比利亞の一地方に割據する露國內争の一團體たるに過ぎざるなり。

a、然らばコルチャック政府の西比利亞に割據せるは之を露國より分離して獨立したるものと見做す可きやと云ふに同政府は決して斯の如き意圖を有するものに非ず。飽までも西比利亞を全露國の一地方として保持すること为期するものなるが故に之を目して獨立政府と稱すること能はざるは勿論、日本も亦未だ曾て之を獨立政府と認めたることなきを以て假令ひ日本はコルチャック政府との何等かの取極に依りて駐兵を約したるものとするも其取極は同政府の本體に鑑み何等國際法上の根據を有するものに非ざるなり。

b、然らばコルチャック政府は之を交戦團體と認む可きやと云ふに日本も又他の列國も未だ曾て同政府に對し交戦權を承認したることなきが故にコルチャック政府は交戦に關する國際法上の權利主體なる資格をも主張することを得ざるものなり。斯の如き法律上無資格なる團體との間に如何なる取極を爲すことあるも何等の效力價值あるものに非ざること論ずるまでもなし。

c、更にコルチャック政府は露國の一自治地方として單獨に外國と條約締結權を有するものと認む可きやと云ふに例へば舊獨逸帝國の聯邦中にはパワリヤの如く或種の事項に關して單獨に外國と條約を締結するの權を認めらるゝものあり。或は世俗に所謂隸屬國が其宗主國より單獨に自ら或種の條約を外國との間に締結するの權を與へらるゝと例へば勃牙利、埃及等が曾て土耳其に隸屬したる當時に於ける如く廣大なる自治權を有したるものあり。或は例へば英國の加奈陀、濠洲、南阿の如き自治植民地は條約締結に關し憲法上特殊の權利を附與せらるゝものあり。凡そ是等の自治地方は恰も獨立國の如く他國に對して或範圍の條約締結權を有するものにして其權利は各國の憲法もしく

は其根本の國家組成法に於て認めらるゝ所なり。然るに現時のコルチャック政府に至りては固より何等憲法上もしくは其他露國の國家組成法に於て自治權を認めらるゝものに非ず。何ぞ況や條約の締結權をや。

コルチャック政府の國際法上の本體果して斯の如くなりとせば假に日本軍隊の西比利亞駐屯は同政府との間の取極に依るものなりとするも其取極は國際法上全然無資格なるものとの間の約束にして露國を以て今尙ほ國際間の一主權國家と認むる以上、其領土内に我軍隊を入るゝの辯疏として條約上の權利に依るものなりとの口實は全然無根據なりと評せざる可からず。

三

二、對手國の依頼に依る場合

一國內亂の場合に(a)正統政府が其叛徒を鎮壓する爲め隣國の兵力的援助を求むることあり。(b)又叛徒の方が隣國の助力を請ふことあり。(c)更に一國に正統政府滅び二以上の勢力相争ふとき一方が隣國の加勢を得て他方を征服せんとすることあり。

a、一八四九年匈牙利に叛亂を生じたる時、埃國政府は援助を露國に求め、其兵力の加勢に依りて叛徒を鎮定したり。即ち一國が對手國の正統政府を認むる以上、其依頼に應じて軍隊を遣發するは何等その國の主權を侵すことなくして行はるゝものと云ふ可し。オッペンハイムは之を共助(Co-operation)と名けたり(註一)。然らば日本の軍隊が現に西比利亞に在るは露國正統政府の依頼に基くものなりや。露國に正統政府なるもの存せざる今日の實狀は一八四九年に於ける露軍の匈牙利出動の先例を引用して之を辯解すること能はざる可し。尤も所謂正統政府の依頼に依り叛徒鎮壓を目的とする隣國の兵力的援助を以て合法を認めざる學者なきに非ず。ホール曰く「外國の援助を請ふの必要ある事實は即ち其援助なくしては叛亂の成行不安なるを證するものにして隨て結局孰れが其國の適法なる代表者として設定せらる可きや一の疑問たるを證して餘ありと云ふ可し」(註二)。即ちホールは外國の助力に依るに非ざれば叛徒を鎮定すること能はざるが如き微弱なる正統政府は遂に其國の眞正なる正統政府たるを得べきやを疑ふものにして隨て斯の如き微弱なる政府を正統として

其叛徒を鎮壓する爲め隣國が來りて其兵力を加ふるを以て合法と認めざるものなり。近時多數の學者はホールの此說に左袒す。果して然らば假令正統政府の依頼に依る場合と雖も叛徒鎮定の爲めにする隣國の兵力的援助はますゝ不當なりと云はざる可からず。

(註一) Oppenheim: *International Law* (Second Ed.) Vol. I, p. 189.

(註二) Hall: *International Law* (Fifth Ed.) p. 293.

b、往時の學者中、往々隣國が他國內の叛徒に兵力的援助を與ふるを是認するものあり。ヘフターの如き(註三)フイリモアの如き(註四)是れなり。然れどもホールの説く如く「干涉にして現存政府に對して行はるゝものとせんか其國の正統機關が随意に國事を處理するを妨害せんとするものにして獨立を毀損するものと云ふ可し」。(註五)即ち其不法の干涉たるを知る可し。

(註三) Heffter: *Das Europäische Völkerrecht der Gegenwart* (8th Ed.) 246.

(註四) Phillimore: *Commentaries upon International Law*, Vol. I, 2 355.

(註五) 前出

c、露國には現に正統政府と認む可きものなくレーニンの過激派政府が莫

斯科に根據を構ふるに對し南露のデニキン政府最近まで多少の勢力を有したりし歐露西北方面のユデニッチ軍及び西比利亞のホルチャック政府等の反過激派、國內四方に割據して互に相争闘せる實狀は孰れを官軍とし孰れを賊軍と定むるを得ず。故に是等各派の依頼に應じて兵力的援助を與ふるは前記a及びbの場合と必ずしも一ならず。而して日本軍隊が今尙ほ西比利亞に駐屯して鐵道を守備し過激派の跋扈に對して秩序維持に任じつゝあるは果してホルチャック派の依頼に基くものなりや否や。ホルチャック政府と日本政府との間に之に就き如何なる約束ありや。余は其事實を知らざるが故に日本軍隊が西比利亞の曠野に生死の危険を冒しつゝある事情を以て何の理由に歸す可きやの斷定に苦しまざるを得ずと雖も假にホルチャック派の依頼に依りて過激派の討滅、地方の秩序維持もしくは鐵道の守備等の任務を引受くるに至りたるものと想像して日本の兵力的援助は果して合法なりや。前記へフターの如きは他國の内亂に際し自國の見て以て正しと爲す黨派の依頼に應じて兵力を假すは正當なりとの説を唱へたりと雖も近時大多數の國際法學者は皆この説に

反對せり。他國の内争に立入りて直接にも間接にも一方を助けて他方を討つが如き其國の人民が隨意に其國事を決せんとするを妨ぐるものにして其助力が一方の依頼に出づると否とを問はず不法なる内政干渉なりと云はざる可からず。露國に於ける所謂ボルシエウイズムの當不當を決するものは露國民自身にして其遂に如何に決す可きやは露國民の外これを知るものある可からず。露國は法律上にも政治上にも國家として滅亡したるものに非ず。其國政の主義をボルシエウイズムとす可きや立憲民主とす可きや將た舊帝政を復興す可きやの問題は露國民が自由なる判斷に依て其決す可き所に決す可き筈にして他國が其孰れの主義を是とし若しくは非として一方に加勢し他方を討滅せんとするが如き明に露國民の自決を妨害するものと云はざる可からず。露國民が其國政の主義を自決せんとせる今日の内争に他國が兵力的干渉を試みるは露國の獨立主權を侵すものと評せざる可からず。果して然らば日本はホルチャックの反過激派政府の依頼に依るを名として露國民が其國政の主義を自決せんとする内争に兵力を以て干渉せるものにして明に露國の獨立主權を侵害

するものと斷ずるの外なし。此場合に其一方の依頼に出づると否との問題は他國の内政に對する不法の干涉たる其構成要件に於て何等の變化を及ぼすものに非ざるが故に日本はコルチャック政府の依頼に依るを口實として不法干涉を行ひつゝありとの非難を免がる可からざるなり。若し夫れボルジエウイズムの傳播を以て日本の立國的基础を危殆ならしむるものなりとの理由を云々して西比利亞駐兵を辯護する世間一部の曲論に對しては本文の後段に評論する所ある可し。

デヴィド・ヒュームの奢侈論と功利主義的倫理

高橋 誠 一 郎

奢侈に關しては古來全然相反せる二様の學說あり。一は奢侈を以て、縱令ひ法令を以て禁止せらる可きものと看做さざる迄でも、少くとも經濟學の名に於て痛撃を加へざる可らざるものなりとなし、現存せる財貨並びに利用し得可き生産力には一定の制限存するを以て、少數の富裕者をして其必要以上の欲望を満足せしむるが爲めに、多數民衆の必要不可缺なる消費を危ふからしむ可きに非ずと論じ、他はあらゆる經濟的進歩は悉く皆な奢侈的欲求の形態を取りて現るゝものなるが故に、奢侈は經濟的發達に取りて必要なるものなりと做し、且つ奢侈的消費は勞働の機會を與ふるものなりと主張す。

David Hume が奢侈論上に於ける努力は夙に是等兩說の極端を矯正せんとする